

生ゴミ処理機等購入費補助について

明和町では、家庭から排出される生ゴミの自家処理を促進し、ゴミの減量化及び資源の再利用意識の高揚を図るため、生ゴミ処理機等を購入して設置する家庭に対し、補助金を交付しています。

★ 補助金の交付対象者

町内に住所を有し、かつ、居住している者で当該世帯用の、次に掲げる処理機等を購入しようとする者 ※粉碎機は、自治会や町内に事務局等を有し活動している非営利団体も対象

- (1) 処理機は、1世帯について1基とする。ただし、使用耐用期間は6年とする。
- (2) 容器は、1世帯について2基とする。ただし、使用耐用期間は10年とする。
- (3) 水切り容器は、1世帯について2基とする。ただし、使用耐用期間は3年とする。
- (4) 粉碎機は、1世帯・1自治会等について1基とする。ただし、使用耐用期間は5年とする。

★ 補助金の額

それぞれ処理機等の購入費（消費税含む）の2分の1とし、処理機は1基当たり30,000円を限度とし、容器は1基当たり5,000円、水切り容器は1基当たり2,000円、粉碎機は1基当たり30,000円を限度とします。また、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

補助金交付までの手続き

「補助金交付申請書」と商品資料を

人権生活環境課へ提出してください。

「補助金交付申請書」の内容を確認後、

「補助金交付決定通知書」を発行、通知

しますので、商品の購入をしてください。

- ・ 「補助金交付申請書」等の書類は人権生活環境課にあります。
- ・ 印鑑をご持参ください。
- ・ 購入予定の商品名、メーカー、品番、金額のわかるカタログかメモをご持参ください。

《注意》

商品は「補助金交付決定通知書」の発行、通知を受けた後に購入してください。

「補助金実績報告書」と「補助金請求

書」、商品購入の領収書(原紙)を提出し

てください。提出書類の内容を確認後、

「補助金交付確定通知書」を発行し、

口座へ振り込みします。

- ・ 「補助金交付決定通知書」の交付日の翌日から、2ヶ月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに処理機等を購入し、「補助金実績報告書」と「補助金請求書」、領収書(原紙)を提出してください。
- ・ 申請者本人の名義で購入していただき領収書は原本を添付してください。
- ・ 補助金は「補助金交付確定通知書」発行の後、請求書の口座先へ振り込みます。